

別添

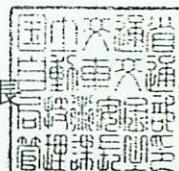


国自管第118号の4
国自技第181号の4
国自整第120号の4
平成18年12月25日

関東運輸局自動車技術安全部長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部

管理課長



技術企画課長



整備課長



バスの自動車検査証の備考欄等への記載について

専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車（以下「バス」という。）の自動車検査証の乗車定員欄及び備考欄の記載については、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について（平成18年9月27日付け国自技第140号、国自環第138号）により通知したところであるが、今般、本取扱いについて、下記1. の処理を適確に実施するとともに、下記2. の事項を受検者等へ周知されたい。

なお、別添のとおり関係団体等に協力依頼を行ったので、念のため申し添える。

記



1. 自動車検査証への記載について

(1) 立席を有するバスへの記載

平成19年1月以降の新規検査後、構造等変更検査後及び予備検査後において、バスの自動車検査証の乗車定員欄の記載を行う場合にあっては、申請書第2号様式の「乗車定員①」欄に立席を含む乗車定員数と「乗車定員②」欄に立席を除く乗車定員数が、「その他検査事項」欄に「612」がそれぞれ記載してあることを確認すること。

(2) 座席ベルトの基準適用に係る記載

自動車検査証の備考欄への「高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合」の記載は、申請書第2号様式の「その他検査事項」欄に「613」を記載して行うこと。

また、自動車検査独立行政法人への審査依頼の際に、高速道路等を運行しないバスとして申告のあった場合は、その旨を記載して依頼すること。

2. 自動車検査証に記載のある自動車の取扱い

- (1) 乗車定員欄に括弧書きのあるバスの立席は高速道路等では使用することができないこと。
- (2) 備考欄に「高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合」との記載があるバスは、高速道路等を運行できること。

国自技第181号
国自整第120号
平成18年12月25日

社団法人日本バス協会会長 殿
社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部

技術企画課長

整備課長

バスの自動車検査証の備考欄等への記載に係る協力依頼について

専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車（以下「バス」という。）については、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について（平成18年9月27日付け国自技第140号、国自環第138号）により、立席を有するものにあっては、高速道路等を運行する場合は立席を使用できないことから、その旨を明確にするため、立席定員数を除く乗車定員数を自動車検査証の乗車定員欄に括弧書きで記載するとともに、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席（保安基準第22条第3項第1号から第5号に掲げる座席を除く。以下「その他の座席」という。）に座席ベルトを備えていないものにあっては、高速道路等を運行しない自動車であることを明確にするため、「高速道路等において運行しない自動車として保安基準に適合」と自動車検査証の備考欄に記載することとしたところです。

つきましては、本趣旨をご理解のうえ、自動車検査証への記載に関する下記1の事項と、これらの記載がある場合の取扱いに関する下記2の事項について、貴会傘下会員の協力が得られますよう、周知徹底をお願いします。

なお、乗車定員の取扱いについては、平成19年1月1日以降に製作されたバスに適用されますので、念のため申し添えます。

記

1. 自動車検査証の備考欄への「高速道路等において運行しない自動車として保安基準に適合」の記載について

次の(1)のバスにあっては、各関係者において(2)の措置がなされるよう、お願いします。

(1) 次の全てに該当するバス

- ① 自動車検査証の備考欄に「高速道路等において運行しない自動車として保安基準に適合」の記載のないもの
- ② 昭和62年9月1日（輸入された自動車にあっては昭和63年4月1日）以降に製作されたもの
- ③ その他の座席に座席ベルトを備えていないもの

(2) 関係者における措置

① バス使用者について

継続検査又は構造等変更検査（以下「継続検査等」という。）の際はもとより、可能な限り定期点検整備等のあらゆる機会を利用して、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局（兵庫陸運部並びに沖縄総合事務局の運輸事務所及びその事務所を含む。以下同じ。）又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）に自動車検査証及び別紙の申出書を提出して自動車検査証の備考欄に「高速道路等において運行しない自動車として保安基準に適合」の記載を受けること。

また、高速道路等を運行しないバスの継続検査等を行う際は、整備事業者又は運輸支局等にその旨を申告すること。

② 指定自動車整備事業者について

次の措置を講じるよう努めること。

イ 保安基準適合証及び保安基準適合証（控）の余白部分に「座席ベルトなし」等その他の座席に座席ベルトを備えていない旨を記載して、原則として、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等に継続検査の申請を行い、自動車検査証への記載を受けること。

ロ 保安基準適合証を使用者に交付して、使用者自ら継続検査の申請を行う場合は、自動車検査証の備考欄に「高速道路等において運行しない自動車として保安基準に適合」の記載を受ける必要があること、また、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等に申請するよう使用者に説明すること。

ハ 指定整備記録簿への「座席ベルトなし」等その他の座席に座席ベルトを備えていない旨の記載は必要ないものとする。

2. 自動車検査証に記載のある自動車に係る取扱い

自動車検査証に本取扱いによる記載のあるバスに係る以下の事項について、各種機会を通じて関係各位に周知をお願いします。

- (1) 乗車定員欄に括弧書きのあるバスの立席は、高速道路等では使用することができないこと。
- (2) 備考欄に「高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合」との記載があるバスは、高速道路等を運行できないこと。

別紙

自動車検査証備考欄記入申出書（案）

○○運輸支局長 殿

自営業所において使用する以下に掲げる自動車については、高速道路等において運行しない自動車であることから、自動車検査証備考欄に「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付け自車第880号）3-4-19 29. に基づく記載を行うことを申し出ます。

対象自動車

登録番号	車台番号	初度登録年月

年 月 日

事業者名 _____

代表者名 _____

営業所名 _____

住 所 _____

申請者名 _____ 印 _____

※申請者の署名により押印に代えることができます。

国自管第118号の2
国自技第181号の2
平成18年12月25日

社団法人日本自動車販売協会連合会会長 殿
社団法人日本中古自動車販売協会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部

管理課長

技術企画課長

バスの自動車検査証の備考欄等への記載に係る協力依頼について

専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車（以下「バス」という。）については、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について（平成18年9月27日付け国自技第140号、国自環第138号）により、立席を有するものにあっては、高速道路等を運行する場合は立席を使用できないことから、その旨を明確にするため、立席定員数を除く乗車定員数を自動車検査証の乗車定員欄に括弧書きで記載するとともに、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席（保安基準第22条第3項第1号から第5号に掲げる座席を除く。以下「その他の座席」という。）に座席ベルトを備えていないものにあっては、高速道路等を運行しない自動車であることを明確にするため、「高速道路等において運行しない自動車として保安基準に適合」と自動車検査証の備考欄に記載することとしたところです。

つきましては、本趣旨をご理解のうえ、これらの記載がある場合、下記事項について各種機会を通じて関係各位に周知されますよう、貴会傘下会員に周知徹底をお願いします。

なお、乗車定員の取扱いについては、平成19年1月1日以降に製作されたバスに適用されますので、念のため申し添えます。

記

1. 乗車定員欄に括弧書きのあるバスの立席は、高速道路等では使用すること
ができないこと。
2. 備考欄に「高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合」との記
載があるバスは、高速道路等を運行できること。

国自技第181号の3
国自整第120号の3
平成18年12月25日

自動車検査独立行政法人理事長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部

技術企画課長

整備課長

バスの自動車検査証の備考欄等への記載に係る協力依頼について

専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車（以下「バス」という。）の自動車検査証の乗車定員欄及び備考欄の記載については、「「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について」（平成18年9月27日付け国自技第140号、国自環第138号）により通知したところですが、今般、本取扱いについて、下記1.の処理を適確に実施するとともに、下記2.の内容を受検者等へ周知方願います。

なお、別添のとおり関係団体等に協力依頼を行いましたので、念のため申しあげます。

記

1. 自動車検査証への記載について

平成19年1月1日以降に製作され、かつ、立席を有するバスは、適合性審査後の審査結果を通知する場合において、審査結果通知書の乗車定員欄に立席定員数を除いた乗車定員数を括弧書きで記載する等、該当バスであることを記載して通知すること。

また、昭和62年9月1日（輸入された自動車にあっては昭和63年4月1日）以降に製作された「高速道路等に係る路線以外の路線を定めて定

期に運行する旅客自動車運送事業用自動車」又は「高速道路等を運行しない自動車」に該当するバスとして適合性審査を行った場合は、「高速道路等を運行しない自動車」として適合性審査した旨を記載して通知すること。

2. 自動車検査証に記載のあるバスの取扱い

自動車検査証に本取扱いによる記載のあるバスに係る以下の事項について、各種機会を通じて関係各位に周知を図ること。

- (1) 乗車定員欄に括弧書きのあるバスの立席は、高速道路等では使用することができないこと。
- (2) 備考欄に「高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合」との記載があるバスは、高速道路等を運行できること。